

監査結果公表第9号

財務監査結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、財務監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和3年 3月11日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	森川	慎
同	荒木	美幸

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財務監査（随時）
- 2 監査の対象
対象事項 令和元年度財政援助団体監査の結果に対する対応の遅延について
対象所属 市民文化部 市民生活課
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和2年11月27日
- 4 監査の主な実施内容

令和元年度に実施した財政援助団体監査の監査結果に対する措置が遅滞していたため、遅滞の理由等を記載した監査資料の提出を受け、関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

令和元年度に実施した財政援助団体監査〔対象：公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（以下、「文化まちづくり財団という。」）、市民文化部市民生活課〕の監査結果（令和2年3月27日監査結果公表）において、市民文化部市民生活課に対し指摘を行ったところである。しかし、その指摘に対する措置が遅滞があったため、その理由等について監査を行った。

※【指摘事項】

（3）補助事業と市営中央駐車場の料金無料措置について

全ての四日市国際交流センター（以下、「国際交流センター」という。）利用者の同駐車場の利用料金について、市民生活課は、「国際交流センターが行う事業は本市が行う多文化共生施策の一環である」との理由により、同駐車場を所管する道路管理課から市民生活課に貸し出された割引認証機を国際交流センターに配置し、無料としている。駐車料金や割引認証機の取扱いについて、道路管理課と市民生活課との認識の相違があり、関係例規の解釈についても不明確であるため、利用者の公平性が保たれるよう、関係各課と改めて協議を行い、早急に必要な措置を講ずること。

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
監査結果への措置が遅滞していることに対するリスクを想定し、監査の着眼点を次のとおり設定した。
（1）監査結果への措置が遅滞していることにより生じるリスク
- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点
監査結果への措置の遅滞にかかる事務事業について、合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、リスクの発現や是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の監査結果への対応に当たっては、これらに十分留意して速やかに措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) 監査結果への措置が遅滞している状況が放置されることにより生じるリスク

- ・ 監査結果への措置が遅滞している状況が放置されることにより、監査結果が監査対象部局に求めている業務の是正や改善が行われず、駐車場利用者への不公平な状況が続くなど、監査結果の有効性を低下させるのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 財政援助団体監査の結果公表（令和2年3月27日）後、市民生活課は、国際交流センター利用者の市営中央駐車場の利用料金について、道路管理課から市民生活課に貸し出された割引認証機を国際交流センターに配置して無料としている措置を道路管理課が認めていないことを確認している。

しかし、市民生活課は、国際交流センターが実施する事業のうち市が行うべき事業の仕分けや、今後の駐車料金の負担区分等について、文化まちづくり財団と長期にわたり協議期間を割いた。そして、ようやく、令和3年度から、国際交流センターが実施する事業のうち市が行うべき事業は市から文化まちづくり財団への委託事業とし、利用者の駐車場料金は委託料に含める形で市が負担する方向、それ以外の事業にかかる利用者の駐車場料金は、文化まちづくり財団または利用者自身が負担する方向とし、暫定的に令和2年11月1日からは、新たに文化まちづくり財団が市営駐車場指定管理者より借り受けた認証機を国際交流センターに配置し、国際交流センター利用者の駐車料金については、認証実績に基づき、文化まちづくり財団が指定管理者に駐車場使用料金を支払うよう改め、令和2年10月31日に割引認証機を撤去した。

監査結果公表からの対応が非常に遅く、不適切な対応と考えられる。

指 摘

「利用者の公平性が保たれるよう、関係各課と改めて協議を行い、早急に必要な措置を講ずること」と指摘したにもかかわらず、市民生活課の対応は遅れ、措置状況の監査委員への報告も遅滞した。そして、監査委員から市民文化部長宛て、「不作為状況が継続しているため随時監査を検討している旨、及び、監査結果通知後6か月後の措置状況の報告を求める旨」の通知をした後、指摘から約7か月経過してようやく措置が講じられており、誠に遺憾である。監査で指摘を受けた事項については、その重大性を認識し、真摯に対応し、早急に措置を講ずること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

今後の駐車料金の精算について【合規性の視点】

今後の国際交流センターの利用者の駐車料金について、文化まちづくり財団が負担する金額を確定するルール、また、国際交流センター独自の事業で来館する利用者と市の委託予定事業で来館する利用者を区分けするルール等について、市民に説明できるよう、明確な根拠を基に作成すること。